

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 15 日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第 2 号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和 36 年佐賀県規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(垂直積雪量) 第 8 条の 2 略</p>	<p>(垂直積雪量) 第 8 条の 2 略 <u>(前面道路との関係についての建築物の各部分の高さの制限に係る建築物の後退距離の算定の特例)</u> 第 8 条の 3 政令第 130 条の 12 第 5 号の規定により規則で定める建築物の部分は、<u>道路の上空に設けられる渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する工作物に接続するもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u> (1) <u>学校、病院、老人ホームその他これらに類する用途に供する建築物に設けられるもので、生徒、患者、老人等の通行の危険を防止するために必要なもの</u> (2) <u>建築物の 5 階以上の階に設けられるもので、その建築物の避難施設として必要なもの</u> (3) <u>多数人の通行又は多量の物品の運搬の用途に供するもので、道路の交通の緩和に寄与するもの</u></p>

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。